

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

一般社団法人 沖縄県社会福祉士会

②評価調査者研修修了番号

SK2021301
SK2021300
S2021118
23児B007

③施設名等

名 称：	児童養護施設 青雲寮
施設長氏名：	北谷 誠
定 員：	36名（本体18名、地域小規模施設3ホーム毎に6名）
所在地（都道府県）：	沖縄県
所在地（市町村以下）：	糸満市阿波根567番地
T E L：	098-994-5134
U R L：	http://www.taichuen.or.jp
【施設の概要】	
開設年月日	1979/4/1
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 袋中園
職員数 常勤職員：	32名
職員数 非常勤職員：	5名
有資格職員の名称（ア）	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（イ）	保育士
上記有資格職員の人数：	9名
有資格職員の名称（ウ）	公認心理師
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（エ）	精神保健福祉士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（オ）	介護福祉士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（カ）	看護師
上記有資格職員の人数：	1名
施設設備の概要（ア）居室数：	本体：児童居室5、幼児室1 地域小規模施設3（ホーム毎に3）
施設設備の概要（イ）設備等：	集会室、職員室、デイルーム、学習室、心理面接室、面会室、湯沸室、キッチン
施設設備の概要（ウ）：	自活訓練室（ステップハウス）、隔離棟
施設設備の概要（エ）：	

④理念・基本方針

【理念】

宗教的情操のもと「明るく、正しく、仲良く」を基本に心と体の調和を図り豊かな人格を育てる

【基本方針】

- 1 一人一人の子どもが愛され大切にされていると感ずることができるよう、日々寄り添った支援を積み重ね愛着関係の形成及び信頼関係の構築に努め自己肯定感を育む。
- 2 子どもの背景を十分に把握した上で必要なケアを含め個性を尊重し、心身の発達に応じた養育に努める。
- 3 家庭的な環境及び養育の推進を図り、子どもたちが健康で明るく快適な生活を営めるようにする。
- 4 施設生活により家庭・家族と疎遠にならないようにする。
- 5 地域社会と有機的に結びつき、子どもたちが地域社会の一員として過ごせるよう社会性及び自活能力の向上を図る。
- 6 日常生活を営む上に必要な基本的生活習慣の確立と身辺処理能力の向上を図る。

⑤施設の特徴的な取組

青雲寮は浄土宗の教えをバックボーンにする児童養護施設である。敷地内に同法人が運営管理する乳児院や障害児・者支援施設等が設置されており、相互に協力しあえる体制を構築している。特に乳児院との連携が図られており、慣らし保育が円滑に実施され切れ目のない養育を実践している。社会的養育推進計画に沿って近隣の住宅地に地域小規模施設を3か所開所し、また退所前の利用者を対象にしたステップハウスも整備されており自立訓練の場として活用されている。

開所から40年余となり本体施設が老朽化しており、施設の建て替え計画を進めている。建て替えの際にはより家庭に近い支援が行えるようユニット化する計画になっている。乳児院や障害児・者施設の建て替え工事も計画されており、法人内で順次整備する大がかりな構想が進行中である。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2024/8/5
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2025/3/21
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和3年度（和暦）

⑦総評

◇評価の高い点

1) 性教育委員会の取り組みの中で自他の権利について学ぶ機会を作り、子どもと職員の意識向上が図られている。

性教育委員会にて、性に関する知識や自他の権利を学べるような動画の選択、また外部から専門家を招いて講演会の開催を行っている。これらの取り組みを通して、子どもが性の違いや妊娠・出産等に関して必要な知識を学ぶ機会となっている。さらに生命の尊さや自分自身が大切な存在であるという自己肯定感を育て、他者の権利についても考える動画の視聴、振り返りシートの記入までを一連の過程としている。それらにより職員は子どもが認識を変え、成長していく様子を観察することができる。職員にとっても性教育に関する新しい知識や、自他の権利に関する様々な気づきが得られる取り組みとなっている。

2) 不適切な関わりについて確認する機会を増やし、子どもにとって安全で安心して生活できる、意見を表明しやすい環境づくりに努めている。

施設では子どもに対する不適切なかかわりを防止するため、職員が年5回子どもに対して聞き取りを実施している。子どもが申し出やすい状況を作るため、「子どもの権利ノート」の説明やフロアへの掲示等を行い、日頃から内容の周知に努めている。不適切な関わりが疑われる場合は施設内外の大人、子どものどちらも対象であり、申し出てきた際はできるだけ両者から聞き取りし、状況説明が行われるようにしている。誤解やすれ違い等によるトラブル防止に加え、不適切な養育・支援による権利侵害に迅速に対応し、子どもが意見を表明しやすい環境づくりに努めている。

3) 新任職員へ養育・支援現場での対応力を実践・体験させる研修に取り組んでいる。

新任職員は、採用後施設長・養護主任から新任研修を受けた後、各ホームリーダーが個別的なOJTを実施している。業務に慣れた頃さらに施設長が、実際の現場で遭遇する可能性が高い場面を想定して課題を作成し「このような時どう対応すればよいか」の演習を実施して実践・体験させている。実際に現場で直面したケースもあり、貴重な体験実習の場となっている。

◇改善を求められる点

1) 「期待する職員像」等を明確に示し、人材育成に繋げることに期待したい。 職員の心得として、施設では服務規律等が策定され体罰の禁止や服装、あいさつ、健康等9項目からなる規律を示している。

法人として長年の実績があり中堅職員も多いことから、今後は「期待する職員像」や「階層別の職員像」を明確に示して人材育成に繋げることが期待される。また施設長が年2回職員との面談を実施しているが、その際に階層別の職員像を示しながら目標設定等を行い、職員が将来の姿を描きやすくなるように取り組むことが期待される。

2) マニュアルの内容を見直し、活用しやすいように整備することが望まれる。

各種マニュアル等が法人単位で整備されているものの、施設単位での整備がなされていないものも多い。施設単位で定められている各種ルールについても明文化されていないものが多いため、文書に記載して整備することが望まれる。また、既存のマニュアルについても記載内容が更新されないまま活用が滞っている状況があり、内容の見直しを検討した上で、実際の養育・支援で活用できるよう実態に即した内容に改めて整備していくことが望まれる。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

第三者評価結果には自己評価よりも高い評価をいただきました。しかし改善点や整備を求められた事項につきましては真摯に受け止め、改善、整備に取り組みたいです。特に支援マニュアル等の内容はアップデートが必要で、業務の多忙さを理由にしないよう整備、活用できればと思っています。

また引き続き児童の最善の利益に繋がれるように養育、支援の質の向上に努めていきたいと思っています。

⑨第三者評価結果（別紙）

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結 果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。 □理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。 □理念は、法人、施設が実施する養育・支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 □基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。 □理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。 □理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、子どもや保護者等への周知が図られている。 □理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	b ○ ○ ○ ○
【コメント】 理念や基本方針はパンフレットに記載されており、ホームページでも公開されている。職員には4月の支援会議で事業計画と一緒に説明し、子どもには入所の際にパンフレットを示して園の紹介をしている。 施設長は「明るく、正しく、仲良く」という理念を基本に職員と子どもの信頼関係の構築に力を入れている。保護者には会えない場合が多く理念の周知が難しい状況である。 理念や基本方針は事業計画にも記載されているが、施設内に掲示されていないので職員が意識できるよう掲示し、継続的に取り組むことが望まれる。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結 果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 □社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。 □地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。 □子どもの数・子ども像等、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータを収集するなど、施設(法人)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。 □定期的に養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもの推移、利用率等の分析を行っている。	b ○ ○
【コメント】 社会福祉事業全体の動向については、全国や県の児童養護施設協議会の施設長会議や、県社会福祉協議会主催等の研修会・会議等で情報を得ている。また、福祉新聞やインターネット情報も活用して把握するよう努めている。 地域の情報については、学校や近隣地域の子ども会、法人後援会の役員等を通して情報を得ているが、各種福祉計画の分析までは行えていないとのことであり今後の取り組みに期待したい。	

②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
	☐ 経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	☐
	☐ 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。	☐
	☐ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	☐
	☐ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	☐
【コメント】		
敷地内では大雨時に運動場下の駐車場が浸水するため、行政に対策を依頼しているが、市内の他の地域でも浸水地域があり改善が進まない状況である。建物の老朽化により法人の中では建物の建て替えが大きな課題となっており、地域小規模化に伴う職員の確保と育成も課題として対応が求められてきている。 職員には支援会議や朝会等で改善すべき課題について伝え、個人面談の際に職員の意見を聞いている。改善に向けて具体的に取り組みが進むことに期待したい。		

3 事業計画の策定

(1)	中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結 果
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
	☐ 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。	☐
	☐ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	
	☐ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
	☐ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	☐
【コメント】		
中・長期計画として令和3年から7年度までの児童養護施設の家庭的養護推進計画が策定されている。家庭的養護への取り組みの考え方、将来像が描かれ建物の建て替えの際には、子どもの環境をより家庭に近づけるように本体施設を4人定員のユニットにする計画をたてている。 中・長期計画には 数値目標や人材育成、養育・支援等についても設定し、実施状況の評価が行えるように工夫することが望まれる。		

②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
	□単年度の計画(事業計画と収支予算)に、中・長期計画(中・長期の事業計画と中・長期の収支計画)の内容が反映されている。	○
	□単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	○
	□単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	○
	□単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	

【コメント】

単年度計画は、地域小規模施設の運営や愛着関係の形成及び自立支援の充実など10項目からなる計画が具体的に詳細に策定されている。また、第三者評価実施も計画に入っており、施設整備のための積立金も予算計上され計画的に資金が積み立てられている。

今後は施設整備や小規模化以外の中・長期計画も策定し、単年度計画に反映させることが望まれる。

(2) 事業計画が適切に策定されている。

①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
	□事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	○
	□計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	○
	□事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	○
	□評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	○
	□事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等が)されており、理解を促すための取組を行っている。	○

【コメント】

事業計画は、施設長が中心になって策定している。職員には行事や研修、行事のための予算の希望を聞いている。年度末に事業計画に沿って振り返りを行い、その評価結果に基づいて見直しをしている。新年度会議の際に職員に資料を配布し事業計画の内容を説明・周知している。

今後は、事業計画策定時にさらに職員の意見を反映させるような取り組みが期待される。

②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	c
	☐ 事業計画の主な内容が、子どもや保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	
	☐ 事業計画の主な内容を子ども会や保護者会等で説明している。	
	☐ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、子どもや保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	
	☐ 事業計画については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	

【コメント】

これまで年長児を中心に「子ども会」の開催時に事業計画の説明等を行っていたが、今年度は「子ども会」で事業計画の内容等について周知・説明する機会が持てていない。また、子どもに説明するためのわかりやすい資料も未作成のため今後取り組むことが望まれる。

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1)	質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者 評価結 果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
	☐ 組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組を実施している。	
	☐ 養育・支援の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。	○
	☐ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	○
	☐ 評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。	

【コメント】

毎日、朝会・昼会を開催し朝会には施設長・養護主任、昼会には養護主任が参加し、職員間の情報共有に努めている。また、毎年第三者評価基準に基づいて職員各自が自己評価を実施し、養護主任が集計して結果をホームページで公開している。

評価結果を分析・検討する場については、施設として位置づけられていないので、今後さらに質の向上に繋げるよう取り組むことが望まれる。

②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
	□評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	
	□職員間で課題の共有化が図られている。	○
	□評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	
	□評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	○
	□改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	

【コメント】

これまでの第三者評価で指摘のあった課題については職員と共有し、施設長・養護主任を中心に改善に向けて取り組んでいる。事業計画については前回に比べてより内容が具体的になり、記録のICT化にも取り組み、本体施設で地域小規模施設の記録も見ることができるようになった。ケース会議の資料も印刷せずにデータ上で進める取り組みをしている。
 今後は、課題について文書化し職員参画のもとでさらに改善策や計画を策定することが望まれる。

Ⅱ 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1)	施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
	□施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	○
	□施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。	○
	□施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	○
	□平常時のみならず、有事(事故、災害等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	○

【コメント】

法人の定款や運営規程に施設長の役割が明記されており、職員にも周知されている。広報誌に施設長挨拶で施設の取り組みを掲載し広報している。施設長不在時の権限委任については、災害時のBCP計画で災害対策本部の構成及び役割が記載されており、その中で本部長が施設長、本部長代理が養護主任とされ本部長の補佐、及び代行業務と明記されている。

②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
	□施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。	☐
	□施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	☐
	□施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	☐
	□施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	☐

【コメント】

施設長は遵守すべき法令等について福祉新聞の購読や、施設長の研修会・会議等に参加して学んでいる。法律の改正等があった際には支援会議などで職員に周知している。また、就業規則や倫理綱領、職員の心得等を周知し、法令の遵守に取り組んでいる。施設長は職員に周知してはいるものの、職員の理解が浸透するまでには至っていないという認識があり今後も継続的に伝えていく予定である。

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
	□施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	☐
	□施設長は、養育・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	☐
	□施設長は、養育・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	☐
	□施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	☐
	□施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	☐
	(社会的養護共通) □施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。	☐

【コメント】

施設長は日頃から朝会や支援会議・ケース会議等に参加し養育・支援の質の向上について現状を把握し、課題改善のために取り組んでいる。年2回職員との個人面談を行い意見や要望、相談等を受け、養育・支援の質の向上に向けて職員の意見を反映させるようにしている。各職員との個人面談終了後地域小規模施設のリーダー職員に面談し、それぞれのホームの問題点や評価等を伝え、課題を与えている。リーダー職員が過度に負担を感じないよう養護主任がバックアップする体制を構築している。

②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
	☐ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	☐
	☐ 施設長は、施設(法人)の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	☐
	☐ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	☐
	☐ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	☐
【コメント】		
施設長は人事・労務、財務等について税理士や社会保険労務士のアドバイスを得ながら把握・分析に努めている。今年度より地域小規模施設の職員を4名から5名体制に改善し、宿直専門の職員も配置して職員の負担軽減を図った。 本体施設には保育補助職員を配置しているが、配置できていない部署もある。さらに施設の建て替え計画の中でユニット式にする構想があり、職員増が予想されるため人材確保と育成が急がれている。今後も経営の改善や業務の実効性の向上に向けて取り組むことが期待される。		

2 福祉人材の確保・育成

(1)	福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者 評価結 果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
	☐ 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	☐
	☐ 養育・支援に関わる専門職(有資格の職員)の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	☐
	☐ 計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。	☐
	☐ 施設(法人)として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。	☐
	(社会的養護共通) ☐ 各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。	☐
【コメント】		
養育・支援の提供に関わる専門職の配置、必要な人材や人員体制等について法人内の施設長・管理者等で構成している「あり方検討委員会」で検討し、人材確保に取り組んでいる。 SNSを活用した児童養護施設関係のサイトに求人広告を出したり、職員に友人や知人の紹介等を依頼している。今後SNS等を活用して、施設の行事や日常生活等日頃の活動を公開し職員募集を実施する取り組みを検討している。今後も工夫を重ね積極的に取り組むことが望まれる。		

②	15 総合的な人事管理が行われている。	c
	☐ 法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができている。	
	☐ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。	
	☐ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	
	☐ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	
	☐ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	○

【コメント】

年2回職員との個人面談を実施し、また随時職員の希望や要望、相談等を受けることで一人ひとりの意向や意見を把握し改善策を検討している。職員には法人で作成している「職員の心得」を示しているが、中堅職員も多いので、今後職員にもわかりやすいように「階層別の職員像」等も策定することが期待される。また、就業規則や給与規程等を通して人事基準等を説明しているが、昇進・昇格の基準や職員の専門性や職務遂行能力等を客観的に評価できるように、総合的な人事基準も策定することが望まれる。

（2） 職員の就業状況に配慮がなされている。

①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
	☐ 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	○
	☐ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	○
	☐ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	○
	☐ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。	○
	☐ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	○
	☐ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	○
	☐ 改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	
	☐ 福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	○

【コメント】

昨年度よりタイムカードや休暇簿を廃止し、勤怠管理システムを導入した。職員の心身の健康のためにストレスチェックテストを業者に依頼して実施している。法人の「あり方検討委員会」で職員の処遇改善の検討が進んでおり、採用と同時に有給休暇を取得できるようにしたり、これまで半日単位だった有給休暇を3日間（24時間）は時間給が取れるようにし、週休もこれまで月4日の4時間勤務があったのを整理して休みの回数を増やしている。また、資格手当の支給も開始されている。

休憩時間については、まだ十分に取れない状態が課題として残っており、今後も継続的に取り組むことに期待したい。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
	☐ 施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	
	☐ 個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標(目標項目、目標水準、目標期限)が明確かつ適切に設定されている。	
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	○

【コメント】

目標管理については、年2回の面談で本人の意向や悩み、課題等を確認し仕事へのモチベーションを維持して成長を図ることを目指して実施している。面談の内容については施設長のパソコン上で管理しており、前回の目標や課題解決状況が確認できるようにしている。

本人の自己評価や目標設定等は実施されていないことから、今後面談シート等を作成して目標管理に活かすことが望まれる。

②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
	☐ 施設が目指す養育・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	○
	☐ 現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	○
	☐ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	○
	☐ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。	
	☐ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	

【コメント】

外部研修については、基本となる主要な研修計画が策定されており、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格の取得を進めている。施設内研修では虐待対応研修やCAP(子どもの権利を基盤とした予防プログラム)研修及び外部研修の伝達研修等が実施されている。

今後は施設内研修についても研修計画を策定し、定期的に計画や内容の評価と見直しを行うことが望まれる。

③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
	☐ 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	☐
	☐ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	☐
	☐ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	☐
	☐ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	☐
	☐ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	☐
	(社会的養護共通) ☐ スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	☐

【コメント】

職員個人別の研修履歴表が作成され、施設長は職員の知識や技術水準、専門資格等の取得状況を把握している。コロナ禍以降オンライン・オンデマンドでの研修が増え、多くの職員が受講できるようになった。また新任職員に対しては、養護主任が中心になり各ホームリーダーが個別的なOJTを実施している。さらに施設長が採用から数か月後に、実際の現場で遭遇する可能性が高い支援困難な場面を想定して課題を作成し、「このような時どう対応すればよいか」の演習を実施して実践体験させている。スーパービジョンについては施設長、養護主任を中心に実施している。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
	☐ 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	☐
	☐ 実習生等の養育・支援の専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	☐
	☐ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	☐
	☐ 指導者に対する研修を実施している。	☐
	☐ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	☐

【コメント】

養護主任が窓口となって保育士の実習生を受け入れており、昨年度は保育士養成校から9名の実習生を受け入れた。

マニュアルについては、平成30年に実習生対応マニュアルが作成されているが、活用されていないので内容を見直し活用しやすいように整備することが望まれる。その上でマニュアルに沿って実習を担当する指導者と読み合わせを行うなどの取り組みが望まれる。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者 評価結 果
① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。 ☐ ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。 ☐ 施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。 ☐ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。 ☐ 法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の存在意義や役割を明確にするように努めている。 ☐ 地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	b ○ ○ ○ ○
【コメント】 ホームページで理念や基本方針、養育・支援の内容や決算状況が公開されている。第三者評価の結果や毎年職員が実施している自己評価の結果についてもホームページで公開している。施設のパンフレットや広報誌は法人全体の行事（運動会や盆踊り、袋中園祭り等）で来訪者に配布し、施設の活動内容等を地域に発信している。 苦情・相談体制についてはホームページで公開しているが、苦情・相談の内容や改善・対応状況についても公開に向けて検討することが望まれる。	
② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。 ☐ 施設(法人)における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。 ☐ 施設(法人)における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。 ☐ 施設(法人)の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。 ☐ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	a ○ ○ ○ ○
【コメント】 施設における事務・経理、取引等に関するルール、職務分掌等については、運営規程等に記載され職員にも周知されている。年1回以上、施設長が法人内の他施設の内部監査を相互に行う取り組みを実施している。監事監査は年1回実施され、毎月税理士が経理の処理状況をチェックしアドバイスを受けている。卒業を控えた高校生に金券の寄贈があり、税理士から現金同様に寄付金台帳に記載し、本人の受領証を取得するよう指導を受けた。専門家の指導・助言に沿って適正な経営・運営に取り組んでいる。	

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者 評価結 果
① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。 ☐ 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。 ☐ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。 ☐ 施設や子どもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。 ☐ 子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。 (児童養護施設) ☐ 学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。	b ○ ○ ○ ○
【コメント】 本体・地域小規模施設ともそれぞれの地域の自治会に加入しており、子どもも自治会の子ども会の行事を通して交流している。子どもの状況によっては、希望に応じて地域の卓球クラブや書道教室などの習い事や無料塾にも通っている。また地域小規模施設では外部の友人の訪問が可能であり、本体施設でも運動場や玄関、集会室にて友人が訪問できる環境が整えられている。 今後は、地域との関わり方についての基本的な考え方を文書で記載して共有することが望まれる。	
② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。 ☐ ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。 ☐ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。 ☐ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。 ☐ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	b ○ ○
【コメント】 英会話や読み聞かせなど、交流や遊びを通したボランティアを年に数回受け入れているが、学生などを新たに受け入れることは少なく、限定的な受け入れとなっている。 ボランティア等の受け入れマニュアルについては、明文化した資料が更新されていないために活用できていないことから、登録時や職員間の情報共有が養護主任等による口頭の説明で対応されている。今後はマニュアルの見直しなどの改善が望まれる。	

(2) 関係機関との連携が確保されている。

①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
	☐ 当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	
	☐ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	○
	☐ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	○
	☐ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	○
	☐ 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	○

【コメント】

児童相談所、児童養護施設協議会、学校などと定期的に連携しており、学校については年度当初に施設の担当職員や管理職とクラス担任、関心のある教員などを交えた顔合わせの場を設けている。その他、地域の様々な社会資源の情報について、パソコンのシステムや申し送り等で共有されている。退所児のアフターケアを兼ねて要保護児童対策地域協議会へ開催を依頼。また、沖縄県社会的養護自立支援拠点事業によるアフターケア相談機関への連携を行うなど、関係機関と協働して取り組んでいる。

今後は、社会資源のリスト化や資料を整備することで可視化し、さらに情報共有に努めることに期待したい。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
	☐ 施設(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	○
	(社会的養護共通) ☐ 施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	
	(5種別共通) ☐ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	

【コメント】

近隣の地域との関係では自治会の親子会に加入したり、盆踊りや運動会、袋中園まつりなど法人として開催している行事で、地域住民との交流を通して施設の持つ機能を還元している。退所児を対象としたアフターケアには職員が対応し、要保護児童対策地域協議会も活用されている。同法人の乳児院が実施しているフォostering事業への協力として里親の実習を受け入れており、連携して対応している。

今後は、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握、相談事業等にも取り組むことが望まれる。

②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
	☐ 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。	○
	☐ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	
	☐ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	○
	☐ 施設(法人)が有する養育・支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	○
	☐ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	

【コメント】

地域から施設の資源（マイクロバス、運動場、備品等）の借用依頼があれば、可能な限り協力している。隣接する乳児院が実施するフォスタリング事業と協働して里親支援事業に取り組んでいる。以前は退所児を養育する保護者のレスパイトを目的に短期入所事業を実施していたが、近年の実施は少なくなっている。

今後は地域防災への協力や現在実施している事業について具体的に計画を示す等、さらなる取り組みの強化が期待される。

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1)	子どもを尊重する姿勢が明示されている。	第三者 評価結
①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
	☐ 理念や基本方針に、子どもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○
	☐ 子どもを尊重した養育・支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○
	☐ 子どもを尊重した養育・支援の実施に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法等に反映されている。	○
	☐ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。	○
	☐ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	○

【コメント】

「全国児童養護施設協議会倫理綱領」の他に、法人単位で「法人の理念」「袋中園 職員の心得」を定めて基本姿勢が示されている。動画視聴も含めた職員研修では、権利擁護について学ぶ機会を設けている。職員会議の一部でも情報共有の場を設けることで、職員が理解し実践するための取り組みを行っている。虐待防止委員会が設置されており、いじめ問題対応マニュアル、児童の危機対応マニュアルなども作成されている。さらに職員が「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト（職員版）」の記入等により、子どもを尊重した養育・支援の実施に尽力している。

②	29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
	☐ 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	☐
	☐ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。	☐
	☐ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。	☐
	☐ 子どもや保護者等にプライバシー保護に関する取組を周知している。	

【コメント】

子どもについては年1回、担当者と「子どもの権利ノート」の読み合わせを通して、プライバシー保護への配慮について学ぶ取り組みが行われている。入浴などのマニュアルにはプライバシーに配慮する旨や居室の仕切りの設置、ノックの徹底など環境面での配慮について記載があり日常の支援にて取り組んでいる。本体施設では、以前は複数の子どもで利用していた浴室についても個別に利用するようにルールを変更している。
 今後は保護者に対しても取り組みを周知することが望まれる。

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

①	30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
	☐ 理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。	☐
	☐ 施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	☐
	☐ 施設に入所予定の子どもや保護者等については、個別に丁寧な説明を実施している。	☐
	☐ 見学等の希望に対応している。	☐
	☐ 子どもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	

【コメント】

入所時等の説明で使用するパンフレットなどは写真やイラストなどを使用しており、大人にとってはわかりやすくなるような工夫をしているが、子ども向けの資料としては子どもが理解しやすくなるように工夫することが望まれる。見学時など、必要な場面では養護主任を中心に個別に丁寧に対応しており、説明と同意に当たっては自己決定を尊重した対応を行っている。
 以前は「青雲寮入所にあたってのマニュアル」が活用されていたが、最近では使用しないことも増えており、記載内容の更新を含めて、活用の機会を広げる取り組みが期待される。

②	31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
	☐ 子どもや保護者等が自らの状況を可能な限り認識し、施設が行う養育・支援についてできるだけ主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。	☐
	☐ 養育・支援の開始・過程における養育・支援の内容に関する説明と同意にあたっては、子どもや保護者等の自己決定を尊重している。	☐
	☐ 養育・支援の開始・過程においては、子どもや保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	☐
	☐ 意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	

【コメント】

入所時には、見学をはじめ子どもがこれからの生活を理解できるように説明している。入所後は子どもによって程度の差はあるものの、年に2回の自立支援計画書の作成において、子どもの意向を聴きながら、本人の自己決定を尊重している。

保護者には十分に対応できておらず、意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についてもルール化し、適正な説明・運用を図る取り組みが望まれる。

③	32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
	☐ 養育・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。	☐
	☐ 他の施設や地域・家庭への移行にあたり、養育・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	☐
	☐ 施設を退所した後も、施設として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。	☐
	☐ 施設を退所した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	☐

【コメント】

養育・支援の変更については、検討会議のもと年に2回支援計画の見直しを実施し、自立支援計画書で情報を共有している。地域・家庭への移行時は関係機関と協議し、引き継ぎ方法なども明文化されている。退所後1年間は家庭支援専門相談員や担当職員を中心に電話、メール、来所相談などのアフターケアに対応し、必要に応じて記録に残している。退所時には公式の様式ではないが、エコマップ等、個別の資料を職員とともに作成する中でその後の相談方法などを文書として渡している。保護者に対しては、子どもの退所後も不定期に声をかけており、児童相談所とともに複数のルートでアプローチすることが試みられている。

		第三者 評価結 果
(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
	☐ 子どもの満足に関する調査が定期的に行われている。	☐
	☐ 子どもへの個別の相談面接や聴取等が、子どもの満足を把握する目的で定期的に行われている。	☐
	☐ 職員等が、子どもの満足を把握する目的で、子ども会等に出席している。	☐
	☐ 子どもの満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、子ども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。	☐
	☐ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	☐
【コメント】		
「子ども会」には職員も同席して意見聴取したり、意見箱を設置することで定期的に子どもの意見を聴く機会を設けており、把握した内容は必要に応じて支援会議等で検討し、フィードバックされている。対応に時間がかかったり対応が困難な場合はその旨を伝えつつ、会議録に記録している。その他、今年度から施設外の立場で子どもの意見を聴ける意見表明等支援員「アドボケイト」が派遣されている。また年2回の食事の嗜好調査や、年に4～6回ほど不定期に心理士等による聞き取りなども実施している。		
(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	c
	☐ 養育・支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	☐
	☐ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を子どもや保護者等に配布し説明している。	☐
	☐ 苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、子どもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	☐
	☐ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	☐
	☐ 苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、子どもや保護者等に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出た子どもや保護者等のプライバシーに配慮したうえで、公開している。	☐
	☐ 苦情相談内容にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	☐
【コメント】		
苦情解決の体制が整備されており、その仕組みをわかりやすく示した掲示物が施設内に掲示されている。子どもに対しては「子どもの権利ノート」の読み合わせを年1回行うなかで、苦情対応の仕組みなどを伝えている。意見箱への投書や個別面談による聴取により苦情等の申し出に対応している。 挙げられた意見や苦情は支援会議で共有・検討されているが、支援会議録に記入されることとなり、苦情等を蓄積できる記録の整理はなされていない。また、意見箱などについて支援会議で検討・フィードバックはされているが、苦情解決の仕組みに則った対応の実績はなく、第三者委員への苦情の申し出をしやすくするための苦情記入カードを配布するなど、今後の取り組みが望まれる。		

②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
	☐ 子どもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由を選ぶことをわかりやすく説明した文書を作成している。	☐
	☐ 子どもや保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	☐
	☐ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	☐

【コメント】

子どもが相談や意見を述べる際に複数の方法や相手を自由を選ぶことは、「子どもの権利ノート」を代用して対応している。意見箱の設置や掲示物をはじめ、子どもに対してわかりやすく伝える環境が工夫されている。相談や意見を述べやすいスペースとしては、本体施設の敷地内の学習室や自律訓練のためのステップハウスを活用することで、個別に配慮した空間を確保している。地域小規模施設においては個別の環境が確保しづらいため、居室や職員室を活用しつつ、難しい場合は本体施設まで来てもらって対応することになっている。また今年度より、施設とは独立した外部の者が子どもの意見を聴く「アドボケイト」の取り組みが活用されている。

③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
	☐ 職員は、日々の養育・支援の実施において、子どもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	☐
	☐ 意見箱の設置、アンケートの実施等、子どもの意見を積極的に把握する取組を行っている。	☐
	☐ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	☐
	☐ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	☐
	☐ 意見等にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	☐
	☐ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	☐

【コメント】

日々の意見聴取や個別面談、意見箱の設置や「子ども会」の開催など、複数の方法で相談や意見聴取に対応しており、購入物品や行事、食事のメニューなど、可能な限り養育や支援に反映するようにしている。検討に時間がかかる場合や明らかに困難な要望については、支援会議などで検討した上でその理由について説明している。

養育・支援の質の向上に臨機応変に対応しており、今後は一連の手順や対応策の検討について定めたマニュアルを整備することが望まれる。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。	第三者 評価結 果
① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。 ☐ リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。 ☐ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。 ☐ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。 ☐ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。 ☐ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。 ☐ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	b ○ ○ ○
【コメント】 各種の事故発生時の対応マニュアルを整備し、職員にも周知している。報道されている事故の情報などは適宜、職員会議で周知されている。施設内の事故については報告書の提出の上で、改善・防止に関する検討が行われている。 法人単位の防災委員会や福祉保健部会においてリスクマネジメント体制を図るものの、施設における責任者の明確化や体制の整備は十分でない。職員への事故防止等の研修体制も含め、施設としてさらに実効性のある体制を整備することが望まれる。	
② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。 ☐ 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。 ☐ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。 ☐ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。 ☐ 感染症の予防策が適切に講じられている。 ☐ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	b ○ ○ ○
【コメント】 発熱等が発生した場合には早めに同室児童と分けて対応するなど、未然に感染防止対策を行っている。本体施設の食堂ではコロナ禍を機に机の配置を離してパーテーションで区切り、居室のレイアウトと対応して幼児と学童を分けて配置している。感染症に特化してはいないが、疾病全般のマニュアルを前年度に見直しを図り、各事務室に配置し養護主任や看護師を中心に職員に周知している。法人全体で動画視聴も含めた研修を実施している。 今後は、感染予防に関する責任と役割を明文化して、体制の明確化を図る取り組みが望まれる。	

③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
	☐ 災害時の対応体制が決められている。	○
	☐ 立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても養育・支援を継続するために「事業継続計画」(BCP)を定め、必要な対策・訓練等を行っている。	○
	☐ 子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	
	☐ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	○

【コメント】

施設としての食糧や備品等は栄養士を中心に備蓄リストを作成し、3日分の備蓄を整備している。災害時の対応体制は法人単位で定められているものの、施設現場における指示系統などの具体的な対応体制が共有されていない。「事業継続計画(BCP)」は前年度に策定しているが、実際の対策としてさらに具体的に整備することが望まれる。職員同士についてはSNSグループを活用して連絡体制が整備されているが、子どもの安否確認の方法は確立できていないので、これらの一連の課題について養育・支援の現場で実効性のある取り組みが整備されることが期待される。

2 養育・支援の質の確保

(1)	養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	第三者 評価結 果
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
	☐ 標準的な実施方法が適切に文書化されている。	○
	☐ 標準的な実施方法には、子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。	○
	☐ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	
	☐ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	

【コメント】

「不適切な事案の聞き取り一覧表」などには、子どもの権利やプライバシーに留意しつつ対応する姿勢が記されている。マニュアル一覧は各勤務と役職者・専門職の職務、入浴や受診対応、感染対策、権利ノートやお小遣い金銭管理などの他、子どもと職員に守ってほしいこと(禁止事項)など多岐にわたっている。各ホームで話し合って決められるルールに関しては掲示を行ったり、ホーム会議等で周知するようにしている。

各種のマニュアル類が作成されているものの現状に合わせた見直しが進んでおらず、実施のチェックに至っていない物が多いことから、今後は現状に合わせた定期的な見直しと周知を行う仕組みづくりが望まれる。

②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
	☐ 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。	
	☐ 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。	
	☐ 検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。	
	☐ 検証・見直しにあたり、職員や子ども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	○

【コメント】

本体・地域小規模施設それぞれのホームごとのルール等については、必要時に職員や子どもの意見を取り入れて話し合い、変更を行っている。
全体で使用するマニュアル類については、記載内容が現状と合わなくなっている物が多くあり、今後は組織として変更時期を定め必要な検討を行う仕組みづくりが望まれる。

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
	☐ 自立支援計画策定の責任者を設置している。	○
	☐ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	○
	☐ 部門を横断したさまざまな職種の関係職員(種別によっては施設以外の関係者も)が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	○
	☐ 自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な養育・支援の内容等が明示されている。	○
	☐ 自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員(種別によっては組織以外の関係者も)の合議、子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	○
	☐ 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な養育・支援が行われている。	○

【コメント】

自立支援計画の作成責任者は施設長となっており、昨年度からアセスメント方法の見直しを実施、全体周知して取り組んでいる。子どもの担当者が年2回アセスメントを行い子どもの意見を確認し自立に向けた目標を設定、各専門職やホーム内他職員の意見を聞きながら作成し、具体的な支援内容が記載されている。計画書は年2回、児童相談所が確認している。難しいケースは必要に応じ施設全体で協議、アセスメントの共有から養育・支援を検討し実施されている。

②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
	☐ 自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。	☐
	☐ 自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、子どもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	☐
	☐ 見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	☐
	☐ 自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	
	☐ 自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容(ニーズ)等、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	☐

【コメント】

自立支援計画の実施状況については、6か月ごとに見直しをする仕組みであり、計画期間中の実施状況とその評価が記録されている。

計画作成後にアセスメント内容の変更が生じた際でも、6か月ごとの自立支援計画見直し時期に変更している状況で、今後は緊急に自立支援計画を見直す仕組みの構築が望まれる。

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
	☐ 子どもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。	☐
	☐ 自立支援計画にもとづく養育・支援が実施されていることを記録により確認することができる。	☐
	☐ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	☐
	☐ 施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	☐
	☐ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	☐
	☐ パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。	☐

【コメント】

本体施設では1日3回申し送りを実施、朝は地域小規模施設も含めた情報共有の場となっている。ICT業務支援システムに入力され、どのホームでも確認ができるようになっている。記録マニュアルが作成され、記録の書き方に関する諸注意が支援会議等で周知されている。会議録はデータ上で確認ができる。記録の書き方について指導を行う場合もある。

②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
	☐ 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	○
	☐ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	
	☐ 記録管理の責任者が設置されている。	○
	☐ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	
	☐ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	○
	☐ 個人情報の取扱いについて、子どもや保護者等に説明している。	

【コメント】

個人情報管理規程が作成され、管理責任者は法人事務局長、各施設においては施設長が個人情報管理者となっている。施設管理規程で備え付け帳簿及び保存期間が示され、廃棄期間については個人情報管理規程に示されている。子どもの個人情報の取扱いについては入職後に職員へ説明、個人スマホでの写真撮影やSNS使用時の注意等に関し周知されている。

個人情報管理に関する安全措置の概要では、職員採用時に個人情報管理規程の遵守に関する誓約書をとることとされているが十分実施されておらず、保護者に対する個人情報取扱い方針についても説明がなされていないため、今後はこれらの取り組みが望まれる。

内容評価基準（24項目）

A－1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護		第三者 評価結 果
①	A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	b
	☐ 子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	
	☐ 子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。	
	☐ 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	○
	☐ 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	○
	☐ 子どもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し保障している。	○

【コメント】

全国児童養護施設協議会作成の「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト」を用いて年4回、職員の養育・支援について振り返りを行っている。その際、チェックリストの中に示されている全養協の倫理綱領を参考にしている。日々の申し送りや日常の子どもとのやりとりについて具体的に振り返る機会を持っている。性教育委員会の取り組みでは、性教育以外にも自分の思いや意見をしっかりと伝えることの重要性等、子どもの権利について考える内容の動画を視聴している。昨年からは沖縄県意見表明等支援事業（アドボカシー事業）を受け入れており、施設への意見箱以外に意見表明等支援員（アドボケイト）へ直接届けられる意見箱も設けている。

今後は倫理綱領等の位置づけを施設として明示し、日々の取り組みに取り入れることが望まれる。

(2) 権利について理解を促す取組

①	A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
	☐ 権利についての理解を深めるよう、年齢に配慮した説明を工夫し、日常生活を通して支援している。	○
	☐ 子どもの年齢や状態に応じて、権利についての理解を深めるよう、権利ノートやそれに代わる資料等を使用して、生活の中で保障されるさまざまな権利についてわかりやすく説明している。	○
	☐ 職員間で子どもの権利に関する学習機会を持っている。	○
	☐ 子ども一人ひとりがかけがえない大切な存在であり、自分を傷つけたりおとしめたりしてはならないこと、また、他人を傷つけたり脅かしたりしてはならないことが、日々の養育の中で伝わっている。	○
	☐ 年下の子どもや障がいのある子どもなど、弱い立場にある子どもに対して、思いやりの心をもって接するように支援している。	○

【コメント】

性教育委員会では、自分の意見と異なる他者の権利について考える内容の動画を視聴する取り組みを実施。子どもとその担当職員に振り返りシートを記入してもらい、それぞれが理解を深めている。子どもの年齢や理解度に応じて動画を選択し、わかりやすい内容での実施に努めている。施設でトラブルがあった場合、小学校高学年からは当事者がその行動を振り返り、記述を行う機会を作っている。自分の言動についての反省だけでなく背景や要因に気づくきっかけとなり、他者への思いやりを形成できるよう促している。

(3) 生き立ちを振り返る取組

①	A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
	☐ 子どもの発達状況等に応じて、適切に事実を伝えようと努めている。	○
	☐ 事実を伝える場合には、個別の事情に応じて慎重に対応している。	○
	☐ 伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。	○
	☐ 事実を伝えた後、子どもの変容などを十分把握するとともに、適切なフォローを行っている。	○
	☐ 子ども一人ひとりに成長の記録(アルバム等)が用意され、空白が生じないように写真等の記録の収集・整理に努めている。	○
	☐ 成長の過程を必要に応じて職員と一緒に振り返り、子どもの生き立ちの整理に繋がっている。	○

【コメント】

入所時には、母子健康手帳の記録や予防接種の記録を確認し、児童相談所や行政からの情報も収集して、個人の発育発達履歴を把握している。入所経緯については、紙媒体の個人台帳に管理しており、成長に伴い退所に向けた情報を職員間で共有し、担当者と心理療法担当職員が本人に伝えている。家庭環境については、子どもの疑問に丁寧に対応し、内容の伝達時期を見極め、本人に伝える内容は年齢や特性を考慮し職員間で話しあって決めている。また個人の写真やアルバムは施設長が管理し、子どもの要望に応じて見られるようにしている。個のアルバムについては、子どもが生涯使えるように、成長過程を共に整理し、母子健康手帳を基に丁寧に伝えられるよう配慮している。

(4) 被措置児童等虐待の防止等

①	A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
	☐ 体罰や不適切なかかわり(暴力、人格的辱め、心理的虐待など)があった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や体罰等の内容・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがとられている。	○
	☐ 不適切なかかわりの防止について、会議等で具体的な例を示すなどして職員に徹底し、行われていないことを確認している。また、不適切なかかわりを発見した場合は、記録し、必ず施設長に報告することが明文化されている。	○
	☐ 子どもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けており、不適切なかかわりの具体的な例を示して、子どもに周知し、子ども自らが訴えることができるようにしている。	○
	☐ 被措置児童等虐待が疑われる事案が生じたときに、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができており、被措置児童等虐待の届出・通告があった場合には、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備・徹底されている。	○
	☐ 被措置児童等虐待の届出・通告制度について説明した資料を子ども等に配布、説明している。また、掲示物を掲示するなどして、子どもが自ら訴えることができるようにしている。	○

【コメント】

子どもへの不適切なかかわりについて、現場職員が子どもに対し年5回聞き取りを実施。職員に対しては法人の虐待防止委員会が年2回アンケートを実施している。子どもが申し出しやすい状況に配慮し「子どもの権利ノート」の説明やフロアへの掲示等を行っており、直接、施設長や管理層の職員等へ訴えてくることもある。不適切なかかわりが疑われる場合は、第三者が当事者双方から聞き取りを実施し、客観的な状況把握に努め記録をとっている。法人の虐待防止委員会要綱にて、就業規則の中の服務規律を行動規範とする旨記載され、通告者への不利益を防ぐ仕組みの整備もなされている。

(5) 支援の継続性とアフターケア

①	A5 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
	☐ 子どもの生活の連続性に関して、施設全体でその重要性を理解し、入所や退所に伴う不安を理解し受け止めるとともに、子どもの不安を軽減できるように配慮している。	○
	☐ 入所した時、温かく迎えることができるよう、受け入れの準備をしている。	○
	☐ 子どもがそれまでの生活で築いてきた人間関係などを、可能な限り持続できるように配慮している。	○
	☐ 家庭復帰や施設変更にあたり、子どもが継続して安定した生活を送ることができるよう、支援を行っている。	○

【コメント】

入所する前には保護者も含め見学をしてもらい、新しい場所での不安を減らし、あたたかく迎えられよう準備を行っている。吉水寮から措置変更する際には慣らし保育を1か月前から実施。卒業直前に入所する場合は、施設の校区内の学校に転校せず入所前の学校で卒業まで通学させることもある。入所前に子どもとかかわっていた関係機関の職員が面会に来る際には、受け入れしている。入所前の環境についてリスクがないか児童相談所の情報も加えて確認し、入所後は必要に応じ継続してかかわりを持てるようにしている。

②	A6 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
	☐ 子どものニーズを把握し、退所後の生活に向けてリービングケアの支援を行っている。	☐
	☐ 退所後も施設に相談できる窓口(担当者)があり、支援をしていくことを伝えている。	☐
	☐ 退所者の状況の把握に努め、記録が整備されている。	
	☐ 行政機関や福祉機関、あるいは民間団体等と連携を図りながらアフターケアを行っている。	☐
	☐ 本人からの連絡だけでなく、就労先、アパート等の居住先からの連絡、警察等からのトラブル発生の連絡などにも対応している。	☐
	☐ 退所者が集まれる機会や、退所者と職員・入所している子どもとが交流する機会を設けている。	☐

【コメント】

退所者が施設に訪問する際には、行事等の機会を作り入所児と交流を図っている。高校卒業・退所を目前に控えた子どもには、敷地内のステップハウスで一人で生活する体験を複数回取り入れている。子どもの担当職員を中心に退所後の生活を具体的に話し合い、アルバイトや小遣いの管理、調理実習などを行い、沖縄県社会的養護自立支援拠点事業によるアフターケア機関へ連携する等の支援を行っている。退所後も施設として継続して支援することを伝え、了解が得られる子どもには職員が訪問したり様々な生活上の課題に対応している。

退所者の記録管理については基準ができておらず、今後は仕組みの整備が望まれる。

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結 果
①	A7 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
	☐ 職員はさまざまな知見や経験によって培われた感性に基づいて子どもを理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、子どもと共に課題に向き合っている。	☐
	☐ 子どもの生育歴を知り、そのときどきで子どもの心に何が起こっていたのかを理解している。	☐
	☐ 子どもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、被虐待体験や分離体験などに伴う苦痛・いかり、見捨てられ感も含めて、子どもの心に何が起こっているのかを理解しようとしている。	☐
	☐ 子どもに行動上の問題等があった場合、単にその行為を取り上げて叱責するのではなく、背景にある心理的課題の把握に努めている。	☐
	☐ 子どもたちに職員への信頼が芽生えていることが、利用者アンケートを通じて感じられる。	☐

【コメント】

月1度のホーム会議では、専門職のアドバイスを仰ぎながら、子どもの成長を見守るための課題に取り組んでいる。日々の申し送りや会議を通じて、子どもが抱える問題に向き合い、玄関に設置した意見箱を月に1回確認し、寄せられた意見を議論。問題解決につなげている。個人的な相談よりも施設への要望が多く、職員間での申し送りを通じて子どもの感情の表出を促している。毎月の「子ども会」では、子どもからの意見や要望を話し合い問題解決を図っている。行動上の問題があった際には毅然とした対応を心がけ、子どもの思いを受け止めるよう取り組んでいる。感情の切替ができない子どもの場合には、対応する職員を変えてみながらフォローを続けるようにしている。危険な行為については、心理療法担当職員と連携し、対応法を学ぶ研修を定期的実施し、スキルの向上につなげ、標準的な対応ができるよう取り組んでいる。

②	A8 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a
	☐ 子ども一人ひとりの基本的欲求を満たすよう努めている。	☐
	☐ 基本的欲求の充足において、子どもと職員との関係性を重視している。	☐
	☐ 生活の決まりは、秩序ある生活の範囲内で子どもの意思を尊重した柔軟なものとなっている。	☐
	☐ 子どもにとって身近な職員が一定の裁量権を有し、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できる体制となっている。	☐
	☐ 基本的な信頼関係を構築するために職員と子どもが個別的に触れ合う時間を確保している。	☐
	☐ 夜目覚めたとき大人の存在が感じられるなど安心感に配慮している。	☐

【コメント】

施設では、子ども一人ひとりの欲求に応じた対応を心がけ、生活のルールはみんなで話し合って決め、問題が生じた際には「子ども会」を開催し、自主的な課題解決を促している。問題行動には「振り返りシート」を活用し、心理療法担当職員が個別に関わりながら自己分析を行い、気持ちのコントロールをサポートできるよう配慮している。また、子どもが嫌な出来事を自ら伝えられるようにアドボケイトを活用し、意見表明の仕組みを整えている。就学前の子どもは地域のこども園で過ごし、降園後は個別の触れ合いの時間を大事にできるよう配慮している。小学生以上は職員と一緒に外出し、食事や買い物を共に楽しめるようにしている。こども園に通えない幼児には、保育士を配置し施設で一緒に過ごしている。夜間は担当者を1名配置し、不安にならないよう配慮している。

③	A9 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a
	☐ 快適な生活に向けての取組を職員と子どもが共に考え、自分たちで生活をつくっているという実感を持たせるとともに、施設の運営に反映させている。	☐
	☐ 子どもが自分たちの生活における問題や課題について主体的に検討する機会を日常的に確保している。	☐
	☐ 子どもがやらなければならないことや当然できることについては、子ども自身が行うように見守ったり、働きかけたりしている。	☐
	☐ 子どもを見守りながら状況を的確に把握し、賞賛、励まし、感謝、指示、注意等の声かけを適切に行っている。	☐
	☐ つまずきや失敗の体験を大切にし、主体的に問題を解決していくよう支援し、必要に応じてフォローしている。	☐

【コメント】

施設で生活する上での約束事やルール作りを、子どもの意見を反映させて決めている。問題が生じた際にはミーティングを繰り返し、過ごしやすい生活の仕方について話し合う時間を設けている。その場で問題が解決できない場合は、朝の申し送りを通して改善につなげられるよう、子どもからの信頼を崩さないことにも配慮している。これが欠けると個々のフォローができないという認識を職員全員が認識している。子どもが主体的に動ける場合は見守り、学校での状況や部活動の状況に応じた当番体制にする等、子どもが互いに助け合い協力できるように支援している。つまづいた時には、必要に応じた個別配慮を職員間で共有しながら進めている。

④	A10 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
	☐ 施設内での養育が、年齢や発達の状況、課題等に応じたプログラムの下、実施されている。	
	☐ 日常生活の中で、子どもたちの学びや遊びに関するニーズを把握し、可能な限りニーズに応えている。	○
	☐ 幼児から高校生まで、年齢段階に応じた図書などの文化財、玩具・遊具が用意、利用されている。	○
	☐ 学校や地域にある子どもたちの学びや遊びに関する情報を把握し、必要な情報交換ができています。	○
	☐ 子どものニーズに応えられない場合、子どもがきちんと納得できる説明がされている。	○
	☐ 幼稚園等に通わせている。	○
	☐ 子どもの学びや遊びを保障するための、資源（専門機関やボランティア等）が十分に活用されている。	○

【コメント】

個々の支援計画を作成し、長期目標や短期目標を掲げ、課題を明確にし支援内容を示している。個々のニーズに応えられない場合は、その理由を説明し職員間で一貫した対応を心がけている。小学生以上は地域の学習塾や部活動などに積極的に参加できる環境を整えており、発達障害のある子どもの対応については外部研修を受け、必要な知識を得られるよう努めている。地域のこども園に通っている幼児もいるが、施設で過ごす幼児については、年齢や発達に応じた遊びの内容等を表記した養育プログラムを充実させる取り組みが望まれる。

⑤	A11 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
	☐ 子どもが社会生活をいとなむ上での必要な知識や技術を日常的に伝え、子どもがそれらを習得できるよう支援している。	○
	☐ 子どもと職員が十分な話し合いのもとに「しなければならないこと」と「してはならないこと」を理解し、生活するうえでの規範等守るべき決まりや約束を一緒に考え作っていくようにしている。	○
	☐ 地域社会への積極的参加を図る等、社会性を習得する機会を設けている。	○
	☐ 発達の状況に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理できるよう支援している。	○
	☐ 発達の状況に応じて、電話の対応、ネットやSNSに関する知識などが身につくように支援している。	○

【コメント】

各ホームでは、子どもとの話し合いを通じて共同生活を営む上でのルールについて指導している。年齢の高い子どもの意見を反映しながら生活スキルを習得できるよう、自立を促す支援を行っている。定期的に子どもとの話し合いの時間を設け、議題は職員からの提案や子どもの意見から決定し、会議内容については、施設長の確認を経て実施している。また、地域の子ども会への参加や外出を通じて社会性を育む機会を提供している。個々の特性を把握し、必要な申し送りをを行いながら対応し、生活空間では家電、飾りつけ、家具の配置など生活感のある雰囲気が感じられるようにしている。携帯電話やネット環境については、定期的に勉強会を設け、必要な知識を身につける支援を行っている。

(2) 食生活

①	A12 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
	□楽しい雰囲気ですることができるように、年齢や個人差に応じて食事時間に配慮している。	○
	□食事時間が他の子どもと違う場合にも、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。	○
	□食事場所は明るく楽しい雰囲気、常に清潔が保たれたもとで、職員と子ども、そして子ども同士のコミュニケーションの場として機能するように工夫している。	○
	□定期的に残食の状況や子どもの嗜好を把握するための取組がなされ、それが献立に反映されている。	○
	□基礎的な調理技術を習得できるよう、食事やおやつをつくる機会を設けている。	○

【コメント】

食事時間の工夫については、全員そろって食べ始めることでコミュニケーションを図っている。また、席の配置は「子ども会」で決めた席で食べることで秩序を保ち、子どもの社会性を育むよう配慮している。また配膳は当番制で行い、片づけは職員が担当することで役割分担を明確にし、子どもと協力して行うよう取り組んでいる。帰宅時間が遅い子どもには2時間取り置きすることを伝え、自分でレンジで温めて食べることができるよう周知している。小規模施設の子どもは職員と一緒に夕食作りや片づけ、弁当作りを行うことで実践的なスキルが身に着くよう支援している。外出する場合は、施設長への外出届を提出させ、ルールを守ることの重要性を知らせている。食事に関して、子どもの自立を支援する取り組みがなされている。

(3) 衣生活

①	A13 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
	□常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用している。	○
	□汚れた時にすぐに着替えることができ、またTPOに合わせた服装ができるよう、十分な衣類が確保されている。	○
	□気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。	○
	□洗濯、アイロンかけ、補修等衣服の管理を子どもの見えるところで行うよう配慮している。	○
	□衣服を通じて子どもが適切に自己表現をできるように支援している。	○
	□発達状況や好みに合わせて子ども自身が衣服を選択し購入できる機会を設けている。	○

【コメント】

子どものほしい服は、買い物に出かけた際に職員と相談し、値段と状況に応じて購入させている。衣類は職員が洗濯して個々のネット袋で管理し、自分の服は自分でたたんで管理できるよう支援している。また衣類は児童相談所より提供されたり、他者からのおさがりや自宅から持参した服が利用され、個々が衣服に困らないよう配慮されている。さらに寄贈された服は選ぶことができ、本人の好みに応じて提供されており、特に誕生日には、自己表現を促すために好みの服を購入できるよう配慮されている。衣類の管理と購入については、個々のニーズに応じて対応できる取り組みがなされている。

(4) 住生活

①	A14 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じ る場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保して いる。	a
	□子どもにとって居心地の良い安心安全な環境とは何かを考え、積極的 に環境整備を行っている。	○
	□小規模グループでの養育を行う環境づくりに配慮している。	○
	□中学生以上は個室が望ましいが、相部屋であっても個人の空間を確 保している。	○
	□身につけるもの、日常的に使用するもの、日用品などは、個人所有と している。	○
	□食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいにし、家庭的な雰 囲気になるよう配慮している。	○
	□設備や家具什器について、汚れたり壊れたりしていない。破損個所 については必要な修繕を迅速に行っている。	○
	□発達や子どもの状況に応じて日常的な清掃や大掃除を行い、居室等 の整理整頓、掃除等の習慣が身につくようにしている。	○

【コメント】

共有スペースの清掃は、職員が個々の理解を促しながら行い、安全で心地よい環境を整えるよう支援している。部屋の片づけは個人が担当し、日課として当番制で職員と共に清掃を行う。役割分担表に基づき、各学校の状況に応じてバランスよく割り振られている。2人部屋は、部屋の中央に仕切りカーテンがあることで、個々のプライバシーが確保できるよう配慮されており、同室者は必要に応じて編成することがある。特にトイレや風呂場の清掃は、清潔に保たれている。地域小規模施設では、より家庭的な生活空間の中で養育がなされ、自立に向け実践的な支援を行っている。

(5) 健康と安全

①	A15 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身 の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応し	a
	□子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握し、定期的に子ども の健康管理に努めている。	○
	□健康上特別な配慮を要する子どもについては、医療機関と連携して、 日頃から注意深く観察し、対応している。	○
	□受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう、説 明している。服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しな がら服薬や薬歴のチェックを行っている。	○
	□職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努 力をしている。	○

【コメント】

病院受診台帳や傷病履歴には、受診先、病名、投薬の有無、付き添いなどの情報を記録している。処方薬は職員室で管理され、看護師や当番の職員が行っている。また、予防接種履歴についても記録され、母子健康手帳の情報を基に看護師が必要な接種時期を見極め、実施できるよう配慮されている。児童台帳へはかかりつけの内科医や心療内科、発達支援に係る関係機関が記載され、その後の受診が必要な場合には適切な対応ができるよう、職員に周知されている。必要な情報は関係者に提供され、円滑な医療支援が行われている。

(6) 性に関する教育

①	A16 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を	a
	□他者の性を尊重し、年齢相応で健全な他者とのつき合いができるよう配慮している。	☐
	□性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答えている。	☐
	□性についての正しい知識、関心が持てるよう、年齢、発達の状況に応じたカリキュラムを用意し、活用している。	☐
	□必要に応じて外部講師を招く等して、性をめぐる諸課題への支援や、学習会などを職員や子どもに対して実施している。	☐

【コメント】

近隣の中学校は制服の選択ができるようになっており、施設では性別による定型的な線引きを強くしないよう配慮している。性教育委員会にて年に数回取り組み、3歳以上の子どもにはプライベートゾーンの大切さを教えている。思春期の子どもには外部講師（医師など）や動画視聴アプリを活用し、男女の身体の相違や妊娠の仕組み、器具の使い方について指導を行った。性に関する知識に加え、自他の権利を尊重することや生命の尊さについて考えさせる内容を意識して教材を選択している。子どもは振り返り用紙を記入、その後の様子観察から、職員ともども価値観等の内面の変化につながる取り組みとなっている。

(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

①	A17 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
	□施設が、行動上の問題があった子どもにとっての癒しの場になるよう配慮している。また、周囲の子どもの安全を図る配慮がなされている。	☐
	□施設の日々の生活が持続的に安定したものとなっていることは、子どもの行動上の問題の軽減に寄与している。また子どもの行動上の問題が起きた時も、その都度、問題の要因を十分に分析して、施設全体で立て直そうと努力している。	☐
	□不適切な行動を問題とし、人格を否定しないことに配慮をしている。職員の研修等を行い、行動上の問題に対して適切な援助技術を習得できるようにしている。暴力を受けた職員へ無力感等への配慮も行っている。	☐
	□くり返し児童相談所、専門医療機関、警察等と協議を重ね、事態改善の方策を見つけ出そうと努力している。	☐

【コメント】

子どもとのコミュニケーション時には、温かさを感じさせつつ近づきすぎない程度の距離を心がけ、誤解を生まないうなかかわり方に配慮している。子どもによる暴力的な行動が起きた際には本人と周囲の安全を確保し、クールダウンの時間をとった後に行動の振り返りを行うようにしている。職員には、怒りのコントロール方法等について学べるよう施設内外での研修機会を設けている。法人内の他施設と協働で警察による講話の機会をもうけ、「暴力はいけない」ことを周知するようにしている。今後も施設が子どもにとって安心して暮らせる場となり、行動化を減らせる取り組みに期待したい。

②	A18 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
	□問題の発生予防のために、施設内の構造、職員配置や勤務形態のあり方について定期的に点検を行っており、不備や十分でない点は改善を行っている。	○
	□生活グループの構成には、子ども同士の関係性、年齢、障害などへの配慮の必要性等に配慮している。	○
	□課題のある子ども、入所間もない子どもの場合は特別な配慮が必要となることから、児童相談所と連携して個別援助を行っている。	○
	□天人(職員)相互の信頼関係が保たれ、子どもがそれを感じ取れるようになっている。子ども間での暴力やいじめが発覚した場合については、施設長が中心になり、全職員が一丸となって適切な対応ができるような体制になっている。	
	□暴力やいじめに対する対応が施設だけでは困難と判断した場合には、児童相談所や他機関等の協力を得ながら対応している。	○
	□子ども間の性的加害・被害を把握し適切に対応している。	

【コメント】

地域小規模施設は個室化、本体施設は2人部屋（仕切りを設置）の状況だが、子ども間の関係性などに配慮して居室を配置している。居室以外の施設内では、子どもだけで2人きりという状況をできるだけ作らないようにし、使用しない場所は施設している。入所間もない場合や落ち着いた子どもに関しては施設関係者に加え児童相談所等と連携し、個別で様々な支援を検討し実施している。職員相互の協力関係を維持し、多職種に管理層も交えて子どもの問題の解決と防止に尽力している。

今後も子ども間で発生する諸課題の防止を図る体制づくりが望まれる。

(8) 心理的ケア

①	A19 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
	□心理的ケアを必要とする子どもについては、自立支援計画に基づき心理支援プログラムが策定されている。	○
	□施設における職員間の連携が強化されるなど、心理的支援が施設全体の中で有効に組み込まれている。	○
	□心理的ケアが必要な子どもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。	○
	□職員が必要に応じて外部の心理の専門家からスーパービジョンを受ける体制が整っている。	
	□心理療法を行うことができる有資格者を配置し、心理療法を実施するスペースを確保している。	○
	□児童相談所と連携し、対象となる子どもの保護者等へ定期的な助言・援助を行っている。	○

【コメント】

心理療法室を本体敷地内に設置し、必要な器具等を用意している。自立支援計画に位置づけられた子どもには定期的に心理的ケアを実施できるようにしているが、本人の了解の下で進めている。必要時は適宜子どもとの面接機会を持っている。TIC（トラウマ・インフォームド・ケア）の研修を繰り返し実施し、心に傷を持つ子どもに対する専門的知識や支援方法の習得を目指している。保護者に対する助言等は児童相談所と連携し、家庭支援専門相談員が担っている。

外部から職員が心理専門家等によるスーパービジョンを受ける体制がないため、今後の整備が望まれる。

(9) 学習・進学支援、進路支援等

①	A20 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
	☐ 静かに落ち着いて勉強できるようにその時の本人の希望に沿えるような個別スペースや学習室を用意するなど、学習のための環境づくりの配慮をし、学習習慣が身につくよう援助している。	○
	☐ 学校教師と十分な連携をとり、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。一人ひとりの必要に応じて、学習ボランティアや家庭教師、地域の学習塾等を活用する機会を提供している。	○
	☐ 学力が低い子どもについては、基礎学力の回復に努める支援をしている。	○
	☐ 忘れ物や宿題の未提出について把握し、子どもに応じた支援をしている。	○
	☐ 障害のある子どものために、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校等への通学を支援している。	○

【コメント】

本体施設の敷地内に学習室を整備し、子どもが居室以外で勉強できる環境を整えている。基礎学力の向上のため民間塾の学習教材を施設で用意し、中学2年生までは一定の水準に到達するまで学校の宿題に加えて子どもに課している。学習教材は週ごとに目標枚数を決めており、学校の宿題も含め「児童学習チェックリスト」を作成し記録、職員が確認している。地域の無料塾を希望する子どももあり、中学3年生と高校3年生は地域の学習塾へ通えるようにしている。学習ボランティアは現在いないが、個別に配慮を要する子どもには職員が適宜支援を行い、進学先についても学校と連携し状況確認するなどきめの細かい学習支援が行われている。

②	A21 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
	☐ 進路について自己決定ができるよう進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供し、子どもと十分に話し合っている。	○
	☐ 進路選択に当たって、本人、親、学校、児童相談所の意見を十分聞き、自立支援計画に載せ、各機関と連携し支援をしている。	○
	☐ 就学者自立生活支援事業、社会的養護自立支援事業、身元保証人確保対策事業、奨学金など、進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報提供をしている。	○
	☐ 進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応する体制ができており、対応している。	○
	☐ 学校を中退したり、不登校となった子どもへの支援のなかで、就労(支援)しながら施設入所を継続することをもって社会経験を積めるよう支援している。	
	☐ 高校卒業後も進学を希望する子どものために、資金面、生活面、精神的面など、進学の実現に向けて支援、情報提供をしている。	○
	☐ 高校卒業して進学あるいは就職した子どもであっても、不安定な生活が予想される場合は、必要に応じて措置延長を利用して支援を継続している。	

【コメント】

退所後の進路について、担当職員を中心に様々な情報提供を行っている。近年は諸制度が拡大しており、情報を整理してわかりやすく伝えるようにしている。進路決定後もフォローアップを続け、うまくいかなかった場合には多職種で検討。必要時は管理層を含めアフターケア相談室と連携して対応している。

学校でうまくいかない場合等についても、子どもの最善の利益について本人と話し合い、実現に近づける支援の実施が望まれる。

③	A22 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
	☐ 実習を通して、社会の仕組みやルールなど、自分の行為に対する責任について話あっている。	☐
	☐ 実習を通して、金銭管理や生活スキル、メンタル面の支援など、子どもの自立支援に取り組んでいる。	☐
	☐ 実習先や体験先の開拓を積極的に行っている。	☐
	☐ 職場実習の効果を高めるため、協力事業主等と連携している。	
	☐ アルバイトや、各種の資格取得を積極的に奨励している。	☐

【コメント】

「青雲寮で生活を始めるあなたへ」と題した資料を基に、生きるために必要なことを子どもと共有する時間を設けている。退所に近づく時期には、高校生を対象とした取り組みとして他法人の施設と協力し自立支援プログラム（自活訓練）を活用している。テーブルマナーや金銭面での勉強会、不動産関係者を招きアパートの契約の仕方等についてセミナーを実施する等、子どもの自立に向けて取り組んでいる。担当者がハローワークや行政の手続きなど一緒に行うことで、自信につなげている。アルバイトに関しては本人が選んだ業者に向けて必要な手続きに付き添ったり資格取得に向けても積極的に働きかけている。

職場実習に向けて協力事業主等との交流が少なく、今後の課題となっている。

(10) 施設と家族との信頼関係づくり

①	A23 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
	☐ 施設の相談窓口および支援方針について家族に説明し、家族と施設、児童相談所が子どもの成長をともに考えることを伝え、家族と信頼関係を構築できるよう図っている。	☐
	☐ 家庭支援専門相談員の役割を明確にし、施設全体で家族関係調整、相談に取り組んでいる。	☐
	☐ 面会、外出、一時帰宅などを取り入れ子どもと家族の継続的な関係づくりに積極的に取り組んでいる。	☐
	☐ 外出、一時帰宅後の子どもの様子を注意深く観察し、不適切なかわりの発見に努め、さらに保護者等による「不当に妨げる行為」に対して適切な対応を行っている。	☐
	☐ 子どもに関係する学校、地域、施設等の行事予定や情報を家族に随時知らせ、必要に応じて保護者等にも行事への参加や協力を得ている。	☐

【コメント】

家庭支援専門相談員が中心となって児童相談所のワーカーと確認の上、保護者に支援方針を文書で伝えている。連携が図れる家庭においては、施設での行事に案内したり、毎月の施設だよりを通して生活の様子を伝え、面会や外出、一時帰宅につなげている。外出や一時帰宅の際には、帰宅中の状況について確認。帰宅後の面談や不適切な関わりチェックリストを基に把握できるよう努めている。学校行事などへの参加は、家庭の状況により、家族や子どもの気持ちに寄り添いながら参加の有無を判断している。また児童相談所と相談の上、施設ケア会議にて入所に必要な情報の共有や支援内容の確認を行っている。児童相談所へは定期的に、児童の現状や家族との交流について報告を行っている。

(11) 親子関係の再構築支援

①	A24 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
	□家庭支援専門相談員を中心に、ケースの見立て、現実的な取組を可能とする改善ポイントの絞り込みを行うなど、再構築のための支援方針が明確にされ施設全体で共有されている。	○
	□面会、外出、一時帰宅、あるいは家庭訪問、施設における親子生活訓練室の活用や家族療法事業の実施などを通して、家族との関係の継続、修復、養育力の向上などに取り組んでいる。	○
	□児童相談所等の関係機関と密接に協議し連携を図って家族支援の取組を行っている。	○

【コメント】

家庭支援について家庭支援専門相談員と養護主任が、児童相談所のワーカーと一緒に会議し方針を決めている。施設ケアの方針に基づき、自立支援計画を作成し、家族関係や交流についての支援内容を記載。9月、3月に評価を行い記録している。親子関係が難しいケースでは、子どもの年齢や理解度に応じて伝え方を施設内で検討し、告知内容を決める。対応する職員については、家庭支援専門相談員、養護主任、心理療法担当職員が行い、保護者との面談は本体施設と別館のステップハウスにて実施している。遠方からの来所者には宿泊できるよう配慮し、親子での時間を大切に過ごしてもらえよう家庭支援の取組みを行っている。自立支援計画は、月に一度評価し必要に応じて専門職員を交えてカンファレンスを行い、支援内容は日々の申し送りで共有している。優先的課題を明確にしながら、本人や保護者の意向、各関係機関の意見を考慮して支援につなげている。